

光地区消防組合監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、令和2年度定期監査指摘事項に対する改善措置を別紙のとおり公表する。

令和3年6月21日

光地区消防組合監査委員 松 本 利 幸
同 東 浩 二



光消組総第91号

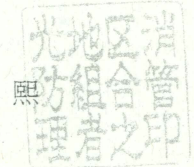
令和3年6月3日

光地区消防組合監査委員 松本 利幸 様

光地区消防組合監査委員 東 浩二 様

光地区消防組合

管理者 市川



令和2年度定期監査の結果に基づく是正、改善等の措置について

令和3年5月20日付け光地消監第3号で報告のありました標記の件について、別紙のとおり通知します。



令和2年度定期監査に基づく是正、改善等の措置について

令和3年度から次のような改善等を実施します。

1 文書保存期間について

監査対象となった、光地区防災協会補助金、光地区防火委員会補助金及び消防まつり交付金の交付決定に係る起案の保存期間を、いずれも1年としているが、文書取扱規程第29条によれば5年であることから、規程に基づく適正な文書整理を行うよう改善されたい。

本消防組合の文書取扱いに関する基本的なルールである光地区消防組合文書取扱規程を遵守するよう令和3年5月27日付け通知により、全職員に再度指導しました。